

## ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令等の制定について

(平成28年9月26日)

農林水産省は、平成28年9月23日付けをもって、植物防疫法（昭和25年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づきジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令及び同法第十七条第二項の規定に基づき告示を定めた旨を公表しましたので、お知らせします。

緊急防除を行う地域は、北海道網走市の稲富など11地域で、同地区でなす科植物の作付け禁止、移動の制限、本虫の付着するおそれのあるものの廃棄などが行われるとしています。また、当該緊急防除は平成28年10月23日から施行されるとしています。

詳しくは以下のアドレスからご確認ください。

### 【官報掲載URL】

（省令） <https://kanpou.npb.go.jp/20160923/20160923g00209/20160923g002090001f.html>

（告示） <https://kanpou.npb.go.jp/20160923/20160923g00209/20160923g002090019f.html>